

静岡県告示第796号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年10月21日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェン - 2 - イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類 (通称名 Benocyclidine、BTCP)	令和3年10月22日
N, N - ジエチル - 2 - {2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} エタン - 1 - アミン及びその塩類 (通称名 Metonitazene)	令和3年10月22日
キノリン - 8 - イル = 3 - [(4, 4 - ジフルオロピペリジン - 1 - イル) スルフォニル] - 4 - メチルベンゾアート及びその塩類 (通称名 2F-QMP5B)	令和3年10月22日
N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類 (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA)	令和3年10月22日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。